

新潟市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

新潟市教育委員会

教育長 夏目 久義

新潟市教育長訓令第1号

新潟市教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する規程

新潟市教育委員会教育長事務委任規程（平成9年2月17日教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第23条」を「第24条」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。